

写

保医発第0626001号
平成21年6月26日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年6月27日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(23)中「ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。」を削除する。

(参考 : 新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医第0305001号)別添1第2章第3部中

	改 正 後	現 行
D007 血液化学検査	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>